

農用地利用集積等促進計画(賃借権又は使用貸借による権利の設定関係)

市町名(東近江市)

番号	権利の設定を受ける者		権利の設定をする土地						設定する権利						
	氏名又は名称	住所	所在				現況地目	面積 m ²	権利の種類	内容	始期 年.月.日	終期 年.月.日	存続期間	借賃 (/10a)	借賃の支払の方法
			市町	大字	字	地番									
1	有限会社 アグリ蒲生	滋賀県東近江市	東近江市	大塚町	鶉ノ子	1580	田	2,946	賃借権	水田	R5.11.1	R20.10.31	15年	5,200円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
2	有限会社 アグリ蒲生	滋賀県東近江市	東近江市	大塚町	高座	1704	田	2,069	賃借権	水田	R5.11.1	R20.10.31	15年	5,200円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
3	有限会社 アグリ蒲生	滋賀県東近江市	東近江市	大塚町	高座	1705	田	2,060	賃借権	水田	R5.11.1	R20.10.31	15年	5,200円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
4	有限会社 アグリ蒲生	滋賀県東近江市	東近江市	大塚町	柳ノ町	1794	田	2,945	賃借権	水田	R5.11.1	R20.10.31	15年	6,500円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
5	有限会社 アグリ蒲生	滋賀県東近江市	東近江市	大塚町	柳ノ町	1795	田	2,946	賃借権	水田	R5.11.1	R20.10.31	15年	6,500円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
6	森 進	滋賀県東近江市	東近江市	綺田町	水込	2052	田	1,226	賃借権	水田	R5.11.1	R20.10.31	15年	6,100円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
7	森 進	滋賀県東近江市	東近江市	綺田町	水込	2074	田	1,355	賃借権	水田	R5.11.1	R20.10.31	15年	6,100円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
8	農事組合法人 ファーム下麻生	滋賀県東近江市	東近江市	下麻生町	出口	1183	田	1,001	賃借権	水田	R5.11.1	R12.12.31	7年2ヶ月	6,300円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
9	農事組合法人 ファーム下麻生	滋賀県東近江市	東近江市	下麻生町	出口	1184	田	2,645	賃借権	水田	R5.11.1	R12.12.31	7年2ヶ月	6,300円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
10	農事組合法人 ファーム下麻生	滋賀県東近江市	東近江市	下麻生町	出口	1187	田	925	賃借権	水田	R5.11.1	R12.12.31	7年2ヶ月	6,300円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
11	農事組合法人 ファーム下麻生	滋賀県東近江市	東近江市	下麻生町	出口	1188-1	田	1,672	賃借権	水田	R5.11.1	R12.12.31	7年2ヶ月	6,300円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
12	農事組合法人 ファーム下麻生	滋賀県東近江市	東近江市	下麻生町	出口	1188-2	田	750	賃借権	水田	R5.11.1	R12.12.31	7年2ヶ月	6,300円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
13	農事組合法人 ファーム下麻生	滋賀県東近江市	東近江市	下麻生町	中川原	1012	田	951	賃借権	水田	R5.11.1	R12.12.31	7年2ヶ月	6,300円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
14	農事組合法人 ファーム下麻生	滋賀県東近江市	東近江市	下麻生町	中川原	1030	田	3,166	賃借権	水田	R5.11.1	R12.12.31	7年2ヶ月	6,300円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
15	農事組合法人 ファーム下麻生	滋賀県東近江市	東近江市	下麻生町	中川原	1046	田	1,559	賃借権	水田	R5.11.1	R12.12.31	7年2ヶ月	6,300円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
16	農事組合法人 ファーム下麻生	滋賀県東近江市	東近江市	蒲生岡本町	柱街道	1885-1	田	1,539	賃借権	水田	R5.11.1	R12.12.31	7年2ヶ月	6,300円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
17	杉本 貴宏	滋賀県東近江市	東近江市	石塔町	九ノ坪	1363	田	1,896	賃借権	水田	R5.11.1	R8.12.31	3年2ヶ月	6,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
18	杉本 貴宏	滋賀県東近江市	東近江市	石塔町	九ノ坪	1364	田	2,966	賃借権	水田	R5.11.1	R8.12.31	3年2ヶ月	6,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
19	杉本 貴宏	滋賀県東近江市	東近江市	石塔町	九ノ坪	1365	田	2,943	賃借権	水田	R5.11.1	R8.12.31	3年2ヶ月	6,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
20	杉本 貴宏	滋賀県東近江市	東近江市	石塔町	大橋	1159	田	2,886	賃借権	水田	R5.11.1	R8.12.31	3年2ヶ月	6,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
21	杉本 貴宏	滋賀県東近江市	東近江市	石塔町	大橋	1160	田	2,895	賃借権	水田	R5.11.1	R8.12.31	3年2ヶ月	6,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項の規定による通知を受けたときは、知事の承認を受けて、農用地等に係る賃借権又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 当該農作業を適正に行っていないと認めるとき
- 3 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき